

岐南町建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領

(目的)

第1 この要領は、岐南町契約規則（昭和41年岐南町規則第5号）第21条の2第2項の規定により入札参加資格者名簿に登録された建設業者（当該建設業者を構成員とする共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。）の資格停止について、必要な措置を定め、もって岐南町が発注する建設工事（以下「町工事」という。）の適正な施工を確保することを目的とする。

(資格停止)

第2 町長は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第3 有資格業者が、一の事案により別表第1及び別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の期間は、別表第1又は別表第2第5号から第7号までの措置要件に該当することとなった有資格業者にあつてはそれぞれ同表に定める期間の長期にその2分の1を加えたものを長期とし、別表第2第1号から第4号までの措置要件に該当することとなった有資格業者にあつてはそれぞれ同表に定める期間の長期を2倍としたものを長期とする。ただし、当該長期に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

一 別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に係る資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（資格停止の期間を含む。）に、それぞれ別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第4号までの措置要件に係る資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1及び別表第2並びに前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1及び別表第2並びに第1項の規定による長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 町長は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があることが明らかとなったときは、別表第1及び別表第2並びに前各項に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。

6 町長は、資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第4 町長は、第2第1項の規定により資格停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当するときは、資格停止の期間を加重するものとする。

一 談合情報を得て、誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号及び第3号に該当するとき。

二 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定により町長が調査を行った結果、入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2号及び第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

2 町長は、別表第2第2号及び第3号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定により第7条の2第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあつては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2、第3（第3項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。

(共同企業体の資格停止)

第5 町長は、第2第1項の規定により共同企業体について資格停止を行う場合は、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該資格停止について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せて行うものとする。

2 町長は、第2第1項若しくは第2項又は前項の規定による資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

（資格の取消し）

第6 町長は、第2第1項若しくは第2項又は第5の規定により資格停止を行った場合において、当該資格停止に係る有資格業者を現に指名し、又は資格確認しているときは、入札未執行のものに限り当該指名又は資格確認を取り消すものとする。

（事案の報告等）

第7 各課長等は、資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるときは、遅滞なく、様式1により担当部長に報告するものとする。

2 担当部長は、前項の報告があったときは、遅滞なく、岐南町指名業者選定委員会要領（昭和38年岐南町訓令乙第1号）第2条第3号の規定に基づき岐南町指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）の審議に付するものとする。

（資格停止の通知）

第8 町長は、指名委員会の審議を経て、資格停止又は資格停止の期間の変更若しくは解除について決定するものとする。

2 町長は、前項の決定について当該有資格業者に様式2、様式3又は様式4により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9 資格停止の期間中の有資格業者は、随契契約の相手方とすることができない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請の禁止）

第10 資格停止の期間中の有資格業者は、町工事の下請人とすることができない。ただし、当該有資格業者が、資格停止の期間の開始前に下請負人である場合は、この限りでない。

（資格停止を行わない場合の措置）

第11 町長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（他の業者の資格停止）

第12 入札参加資格者名簿に登載された測量業者等建設業者以外の業者について、資格停止を行う必要がある場合においては、この要領を準用する。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和6年10月1日から施行する。

別表第 1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 町工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書その他入札に関する書類に虚偽の記載をし、町工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 カ月以上 6 カ月以内
(粗雑工事) 2 町工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という)が軽微であると認められるときを除く。)	1 カ月以上 6 カ月以内
3 町工事以外の建設工事(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	1 カ月以上 3 カ月以内
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、町工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 週間以上 4 カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 町工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	1 カ月以上 6 カ月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	1 カ月以上 3 カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 町工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 カ月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2 週間以上 2 カ月以内

別表第 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	10 カ月以上 12 カ月以内 7 カ月以上 9 カ月以内 4 カ月以上 6 カ月以内
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、町工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) 3 業務に関し次のイ、ロ又はハに掲げる者が独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	3 カ月以上 5 カ月以内 10 カ月以上 12 カ月以内 7 カ月以上 9 カ月以内 4 カ月以上 6 カ月以内
(競争入札妨害又談合) 4 次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害(刑法(明治 40 年法律 45 号)第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	10 カ月以上 12 カ月以内 7 カ月以上 9 カ月以内 4 カ月以上 6 カ月以内
(建設業法違反行為) 5 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、町工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2 カ月以上 9 カ月以内
(不正又は不誠実な行為) 6 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 7 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、町工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 カ月以上 9 カ月以内 1 カ月以上 9 カ月以内